

議案第 33 号

和光市教育委員会教育長の給料の減額に関する特例条例を定めることについて

和光市教育委員会教育長の給料の減額に関する特例条例を次のとおり定める。

和光市教育委員会教育長の給料の減額に関する特例条例

令和 7 年 4 月 1 日から同月 30 日までの間における和光市教育委員会教育長の給料の月額、和光市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和 44 年条例第 28 号）第 3 条の規定にかかわらず、同条に規定する給料の月額から当該額に 10 分の 1 を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 2 月 20 日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

和光市教育委員会教育長の給料の月額を減額するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。